

旧統一協会に対する宗教法人法に基づく解散命令の速やかな
請求等に関する意見書（案）

令和5年9月7日、文部科学省は、宗教法人法に基づく質問権行使への対応が不適切であるとして、世界平和統一家庭連合（旧統一協会）に過料を科すよう東京地裁に通知した。今後、同省が解散命令の要件を満たすと判断した場合、宗教法人審議会に諮問した上で、東京地裁に宗教法人法に基づく解散命令を請求することになる。

旧統一協会は、靈感商法や法外な献金の強要など違法な活動を行い、信者や二世信者をはじめとする国民の人権を侵害し、筆舌に尽くし難い苦しみを与えてきた。このことは議論の余地がない事実であり、被害の拡大を防止し、被害者を救済する必要がある。

さらに、多摩市において、旧統一協会が都立高校や私立大学に近接する土地を取得していた事実が明らかになり、都民からも不安の声が上がっている。反社会的活動の拠点になることが懸念されており、これを抑止するためにも、一日も早く宗教法人格を剥奪すべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、旧統一協会に対する宗教法人法に基づく解散命令の請求を速やかに行うとともに、被害の拡大を防止し、被害者の救済を進めるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
法 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
消費者及び食品安全担当大臣

宛て